

納税証明書を請求される方へ ～委任確認について～

個人情報の保護を図るため、代理人が交付請求される際は、委任状が必要です。
 納税義務者の押印に代えて、以下のとおり委任確認をさせていただきます。
 (従前どおり押印により委任されている場合でも、納税証明書は交付できます。)

自動車税 (種別割) 以外の証明を請求する場合の委任確認

○委任される方が**法人**の場合・・・**管理番号 (7桁)** の記載

【法人県民税・事業税 申告書】

【納付書】

管理番号は法人番号 (マイナンバー) ではありません!!

【管理番号が不明な場合】

委任確認番号の記載にかわり、公的機関が発行した委任者の「法人本店所在地」と「法人名・代表者名」の両方が確認できる書類 (写し可。有効期限のないものは発行からおおむね3か月以内のもの) をご提示ください。

<例> ◆印鑑証明書 ◆登記事項証明書 (商業・法人登記) ◆商業・法人登記簿謄本 など

○委任される方が**個人**の場合

・・・**課税番号 (個人事業税、不動産取得税)** の記載
 ・・・**確定申告書 整理番号** の記載

【兵庫県税 領収証書】

【確定申告書】

【課税番号・整理番号が不明な場合】

委任確認番号の記載にかわり、公的機関が発行した委任者の「住所」と「氏名」両方が確認できる書類 (写し可。有効期限のないものは発行からおおむね3か月以内のもの) をご提示ください。

<例> ◆マイナンバーカード ◆運転免許証
 ◆住民票 ◆印鑑登録証明書 ◆確定申告書 (電子申告で受付日時が確認できるもの)
 ◆市県民税所得証明書 など

自動車税 (種別割) の証明を請求する場合の委任確認

車台番号下4桁 の記載